

# 「地域共生社会」とは



## 現在の社会の状況は…

「人口減少・高齢化」、「世帯構造の変化」（単身世帯、高齢者世帯の増加など）、非正規雇用の増加、日本独自の共同体機能の脆弱化（自治会加入率の減少など） etc

## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。**



# 「地域共生社会」と「重層的支援体制整備事業」



## ・地域共生社会と重層的支援体制整備事業の関係性

地域共生社会の実現（第4条第1項）



※厚生労働省作成資料から抜粋

重層事業は地域共生社会を実現するため  
の「福祉分野」の取組

## ・重層的支援体制整備事業のイメージ図



※厚生労働省作成資料から抜粋

# 堺市における重層的支援体制整備事業の実施体制



## 包括的相談支援事業（第1号イ～二）

- ・地域包括支援センターの運営（介護保険法115条の45 1項～3項）
- ・障害者基幹相談支援センター事業（障害者総合支援法77条1項3号）
- ・利用者支援事業（子ども・子育て支援法59条1号）
- ・生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法3条2項）

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）

- ・コミュニティソーシャルワーカー設置業務

## 多機関協働事業（第5号）・プランの作成（第6号）

- ・各区役所保健福祉総合センター等を中心として体制構築

## 参加支援事業（第2号）

- ・コミュニティソーシャルワーカー設置業務

## 地域づくり事業（第3号イ～二）

- ・生活支援コーディネーター配置事業（介護保険法115条の45 2項5号）
- ・地域のつながりハート事業、地域介護予防活動支援事業（介護保険法115条の45 1項2号）
- ・地域活動支援センター運営事業（障害者総合支援法77条1項9号）
- ・地域子育て支援センター事業、みんなの子育て広場事業（子ども・子育て支援法59条9号）

各事業は相互に連携

各分野、各事業の特性を活かし、地域から専門機関まで連携、協働する包括的な支援体制を構築

# 堺市の多機関協働事業実施体制



- 堺市では複雑化、複合化する市民の福祉課題に対応するため、保健福祉総合センター及び区役所内の専門相談機関を事務局とする体制を構築し、令和6年度より全区展開。
- 本市ではワンストップ型の相談窓口ではなく、保健福祉総合センター及び各専門相談機関が中心となり、有機的に連携・協働し、チームで支援を行う体制構築をめざす。

## 区役所を基盤とした多機関協働事業体制構築

